

令和 6 年 4 月 1 日

共通費ほか積算基準の改定について

本工事は、令和 6 年度に改定を行った「長崎県公共建築工事共通費積算基準」、「長崎県公共建築工事積算基準等資料」を適用している。

共通費の算定方法、複合単価における「その他」の率の採用値（中間値＋1％）など、各種改定を行ったので留意すること。

適用している基準類、公表場所については、別添の「積算基準（単価・歩掛）【建築・住宅編】の公表について（お知らせ）」を参照すること。